

(設置)

第1条 県土の合理的利用の推進についての総合調整並びに国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第4条に規定する国土利用計画（以下「国土利用計画」という。）及び同法第9条第1項に規定する土地利用基本計画（以下「土地利用基本計画」という。）に係る協議調整を行うため、茨城県土地利用合理化協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(構成)

第2条 協議会は、会長及び委員をもつて構成する。

2 会長は、政策企画部長を充てる。

3 委員には、次に掲げる者を充てる。

- (1) 財政課長
- (2) 市町村課長
- (3) 計画推進課長
- (4) 地域振興課長
- (5) 水・土地計画課長
- (6) 県北振興局次長
- (7) 環境政策課長
- (8) 自然環境課長
- (9) 環境対策課長
- (10) 廃棄物対策課長
- (11) 防災・危機管理課長
- (12) 原子力安全対策課長
- (13) 生活衛生課長
- (14) 産業政策課長
- (15) 中小企業課長
- (16) 産業立地課長
- (17) 産業基盤課長
- (18) 土地販売推進課長
- (19) 農業政策課長
- (20) 農業経営課長
- (21) 林政課長
- (22) 林業課長
- (23) 漁政課長
- (24) 水産振興課長
- (25) 農村計画課長
- (26) 農地整備課長
- (27) 用地課長
- (28) 道路建設課長
- (29) 道路維持課長
- (30) 河川課長
- (31) 港湾課長
- (32) 都市計画課長
- (33) 都市整備課長
- (34) 下水道課長
- (35) 建築指導課長
- (36) 住宅課長

(協議調整事項)

第3条 協議会において協議調整する事項は、次のとおりとする。

- (1) 土地利用の調整に関すること。
- (2) 国土利用計画及び土地利用基本計画に関すること。
- (3) その他土地利用に関し重要と認められる事項

(構成員の任務)

第4条 委員は、第1条の目的を達成するため、総合的な視野から付議事項について協議調整するものとする。

(会議の運営)

第5条 会長は、会議を招集し、その議長となる。

- 2 会長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 3 会議は、全体会議と一部会議とする。
- 4 全体会議は全委員をもつて、一部会議は会長が必要と認める委員をもつて、それぞれ開催する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庁議への付議)

第6条 会長は協議調整した事項のうち、茨城県庁議規程（昭和41年茨城県訓令第14号）第5条第2項及び第3項に定めるものについては、庁議に付議するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、政策企画部水・土地計画課において処理する。

(その他)

第8条 会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この訓令は、公布の日から施行する。
- 2 茨城県土地利用合理化協議会規程（昭和40年茨城県訓令第25号）は、廃止する。

[略]

付 則（平成30年訓令第43号）

この訓令は、公布の日から施行する。